

重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について

I これまでの経過

- 平成18年の介護報酬改定では、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設したところである。

また、重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定したところである。

II 諮問の内容

(1) 基本的な考え方

- これらの加算を通じて、ほとんどの介護老人福祉施設等で看護体制の強化や看取り体制の整備が行われると期待していたが、常勤の看護職員を看護責任者とするだけで足りるとする本経過措置の下でも、1/3以上の介護老人福祉施設で重度化対応加算が算定されていない状況にある。

(参考)

重度化対応加算の取得状況 63.8% (平成18年11月分)

- このような中で本経過措置が終了することとなれば、昨今の看護職員受給の逼迫とも相まって、重度化対応加算等が算定可能な介護老人福祉施設等はさらに減少し、看護体制の強化や看取り体制の整備は後退するおそれ大きい。

(参考)

- ・(社)全国老協の調査によれば、平成18年度において、看護師について募集人数以下しか応募がなかった施設が約9割。
- ・また、平成18年度の三菱総研調査によれば、常勤看護師がいない施設は20%、常勤看護師が1名のみの施設は34%。

- 加えて、療養病床転換に伴う受け皿を広くしていく観点から、できるだけ多くの介護老人福祉施設等において「看護職員による24時間連絡体制」などの重度化対応が行われることが望ましい。
- 経過措置を延長したとしても、現時点でも当初想定したよりも重度化対応加算の取得率が低いことや、経過措置の延長により給付費が更に増加するわけではないことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

報酬改定の検討時のデータでは、常勤看護師のいる施設は75%であったことから、75%程度の施設で算定されるものと想定していた。

- 以上のことから、介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、本経過措置を平成20年3月末まで延長することとする。

(2) 具体的な改正内容

重度化対応加算の経過措置の延長

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

夜間看護体制加算の経過措置の延長

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、次の5つの要件を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成19年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ④看取りに関する職員研修を行っていること。
- ⑤看取りのための個室を確保していること。

※「夜間看護体制加算」については、①・②の要件に加え、「重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。」でよい。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定。